



# 埼玉県報

第 2 3 7 7 号  
平成 2 4 年 4 月 3 日  
火 曜 日

## 目 次

### 規則

- [埼玉県職場適応訓練委託規則\(就業支援課\)](#)
- [埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則\(産業人材育成課\)](#)
- [埼玉県教育委員会指導委員規則を廃止する規則\(教委・総務課\)](#)

### 告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [行政書士の処分\(市町村課\)](#)
- [埼玉県電子入札共同システム開発業務に関する入札公告\(入札企画課\)](#)
- [さいたま市及び川越市との委託契約\(保健医療政策課\)](#)
- [救急病院等の申出の撤回\(医療整備課\)](#)
- [救急病院等の申出\(医療整備課\)](#)
- [県営土地改良事業荒木地区\(区画整理事業\)計画の決定及び計画書の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [県道川越栗橋線の区域変更\(北本県土整備事務所\)](#)
- [県道蓮田鴻巣線の区域変更\(北本県土整備事務所\)](#)
- [県道上尾久喜線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道上尾久喜線の供用の開始\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努める法人として公安委員会が定める出資法人に関する告示\(警察・文書課\)](#)
- [個人情報 of 適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずる法人として公安委員会が定める出資法人に関する告示\(警察・文書課\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)

### 雑報

- [議長・副議長選挙\(議会・秘書課\)](#)

### 正誤

- [埼玉県計量検定所長告示第1号中訂正\(計量検定所\)](#)

## 規則

埼玉県職場適応訓練委託規則をここに公布する。

平成二十四年四月三日

埼玉県知事 上田清司

### 埼玉県規則第四十一号

埼玉県職場適応訓練委託規則

埼玉県職場適応訓練委託規則（昭和三十九年埼玉県規則第二号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、雇用対策法（昭和四十一年法律第三百二十二号）第十八条第五号に掲げる給付金を支給する訓練（以下「職場適応訓練」という。）の実施に關し必要な事項を定めるものとする。

（職場適応訓練の種類）

第二条 知事は、次に掲げる職場適応訓練を県内に所在する事業所の事業主に委託して実施するものとする。

一 一般訓練（公共職業安定所長から職場適応訓練の受講の指示があつた求職者に対し、六月以内（中小企業におけるもの及び重度の障害者に係るものにあつては、一年以内）の期間（準備期間を含む。）で実施するもの（次号に掲げるものを除く。）をいう。）

二 職場実習（公共職業安定所長から職場適応訓練（当該職場適応訓練の実施について事業主が同意しているものに限る。）の受講の指示があつた求職者に対し、二週間以内（重度の障害者に係るものにあつては、四週間以内）の期間で実施するものをいう。）

（職場適応訓練の訓練生）

第三条 職場適応訓練は、埼玉県訓練手当支給規則（昭和四十一年埼玉県規則第五十三号）第十条第二項の規定による認定を受けた求職者（同規則第三条第一項の公共職業訓練について認定を受けたものを除く。次条第五号及び第五条において「訓練生」という。）に対して実施する。

（職場適応訓練の委託の要件）

第四条 職場適応訓練は、次の各号のいずれにも該当する事業所の事業主であつて、知事が適当と認めるものに委託して実施する。

一 職場適応訓練を行うために必要な設備を有すること。

二 職場適応訓練の指導者又は監督者として、当該職場適応訓練についての知識、技能及び経験を有し、かつ、訓練職種に係る作業についての安全衛生に関する知識を有する従業員を確保できること。

三 当該事業所の従業員が労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に加入していること。

四 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）その他の法律で定める事業所における安全衛生その他の作業条件が整備されていること。

五 職場適応訓練修了後、引き続き訓練生を当該事業所等において雇用する見込みがあること。

#### （委託契約の締結等）

第五条 知事は、公共職業安定所長から訓練生に対し職場適応訓練の受講を指示した旨の通知を受けたときは、前条の規定により委託することの適否を審査し、適当と認めるときは、当該事業主（一般訓練にあつては、様式第一号の職場適応訓練受託申込書を知事に提出したものに限る。）と職場適応訓練に係る委託契約（以下単に「委託契約」という。）を締結するものとする。

2 知事は、前項の規定により委託契約を締結したときは、当該委託契約に係る訓練生に対し、公共職業安定所長を経由して様式第二号の職場適応訓練実施決定通知書を送付するものとする。

#### （職場適応訓練費の支給）

第六条 知事は、前条第一項の規定により委託契約を締結した事業主（次条及び第八条において「受託事業主」という。）に対し、職場適応訓練の種類に応じた職場適応訓練費を支給する。

#### （委託契約の変更及び解除）

第七条 受託事業主は、委託契約を変更し、又は解除しようとするときは、公共職業安定所長を経由して様式第三号の職場適応訓練委託契約変更（解除）協議書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の協議書を受理したときは、その内容を審査し、当該委託契約を変更し、又は解除することを決定したときは、受託事業主に対し、様式第四号の職場適応訓練委託契約変更（解除）通知書を送付するものとする。

#### （実績報告書）

第八条 受託事業主は、職場適応訓練が修了したとき（委託契約が解除されたときを含む。）は、速やかに公共職業安定所長を経由して様式第五号の職場適応訓練実績報告書を知事に提出しなければならない。

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、職場適応訓練の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(身体障害者適応訓練に関する規則の廃止)

2 身体障害者適応訓練に関する規則(昭和三十五年埼玉県規則第四十八号)は、廃止する。

(埼玉県訓練手当支給規則の一部改正)

3 埼玉県訓練手当支給規則(昭和四十一年埼玉県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「埼玉県職場適応訓練委託規則(昭和三十九年埼玉県規則第二号)」「を」「埼玉県職場適応訓練委託規則(平成二十四年埼玉県規則第四十一号)」「に改める。

職場適応訓練受託申込書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

事業所の所在地  
 事業所の名称  
 事業主の氏名 印  
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

職場適応訓練(一般訓練)の委託を受けたいので、下記のとおり申し込みます。

記

事業所に関する事項	事業の種類				
	事業の内容				
	従業員数	人	加入保険等	労災・雇保・健保・厚生その他)	
職場適応訓練に関する事項	訓練職種				
	訓練人員	(うち通所者 人)	年齢	歳 ~ 歳	
	作業内容、使用する機械・器具、扱う原料等				
	その他の希望等				
	指導員	氏名			
		学歴・経験		資格・免許	
	訓練修了後そのまま雇用する見通し		雇用後の賃金	円	
備考					

職場適応訓練実施決定通知書

年 月 日付で 公共職業安定所長が受講の指示を行った職場適応訓練（一般訓練・職場実習）については、下記のとおり実施することを決定したので通知します。

年 月 日

埼玉県知事

印

様

記

実施主体	埼玉県
受託事業所名 及び所在地	
事業主の氏名	
訓練職種	
訓練期間	年 月 日～ 年 月 日
その他	

様式第3号（第7条関係）

職場適応訓練委託契約変更（解除）協議書

事業所の 名称		事業主の 氏名	
事業所の 所在地		委託契約の 締結年月日	年 月 日
変更（解除） に関する事項	変更（解除）に係る 訓練生の氏名		
	変更（解除）事項		
	変更（解除）理由		

上記のとおり協議します。

年 月 日

事業所の名称

事業主の氏名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

（宛先）

埼玉県知事

協議書受理年月日	年 月 日
公共職業安定所長の意見	

年 月 日

公共職業安定所長

印

印欄は、記入しないでください。

様式第4号（第7条関係）

職場適応訓練委託契約変更（解除）通知書

年 月 日

様

埼玉県知事

印

年 月 日付けで締結した職場適応訓練（一般訓練・職場実習）の委託契約は、下記のとおり変更（解除）することとしたので通知します。

記

1 変更（解除）年月日

年 月 日

2 変更（解除）に係る訓練生の氏名

3 変更の内容

4 変更（解除）の理由



様式第5号(第8条関係)

職場適応訓練実績報告書

事業所の名称		事業主の氏名	
事業所の所在地		委託契約の締結年月日	年 月 日
訓練生の氏名		訓練生の住所	
職場適応訓練に関する事項	期間	年 月 日 ~ 年 月 日 ( か月)	職種
	訓練効果	知識、技能の習得状況( ) その他( )	
職場適応訓練後の状況	雇用契約の締結年月日	年 月 日	賃金 円
	その他		

上記のとおり報告します。

年 月 日

事業所の名称

事業主の氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(宛先)

埼玉県知事

報告受理年月日	年 月 日
公共職業安定所長の確認	

年 月 日

公共職業安定所長

印

印欄は記入しないでください。

## 規 則

埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第四十二号

埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

埼玉県訓練手当支給規則（昭和四十一年埼玉県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「日数」の下に「（四十日を限度とする。）」を加え、同条第三項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「以下」の下に「この条において」を加え、同項第二号中「以下」の下に「この項及び次項において」を加え、同条第四項第一号中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第六項第一号中「以下」の下に「この項において」を加える。

第十条第一項中「当該職場適応訓練を行う事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長。以下」を「公共職業安定所長。第三項及び次条において」に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の埼玉県訓練手当支給規則第十条第二項の規定による認定を受けた者に係る受講手当の支給については、なお従前の例による。

## 規 則

埼玉県教育委員会指導委員規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十四年四月三日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸一

### 埼玉県教育委員会規則第十八号

埼玉県教育委員会指導委員規則を廃止する規則

埼玉県教育委員会指導委員規則（昭和二十四年埼玉県教育委員会規則第六号）は、  
廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

埼玉県告示第四百二十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.aitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年四月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年三月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スマイルハウス

三 代表者の氏名

平井 一光

四 主たる事務所の所在地

埼玉県上尾市須ヶ谷一丁目八十七番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者に対して、住み慣れた環境で、自立した生活を営むための福祉サービス事業、介護サービス事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、誰もが健やかに暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第四百二十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年四月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年三月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人サン・フレッシュ・メイト

三 代表者の氏名

遠藤 美枝子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県東松山市砂田町八一六

五 定款に記載された目的

この法人は、障害がある方に対し、就労支援・生活支援などにより、地域社会の一員として健康で明るい文化的な生活を送ることができるよう支援することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第四百二十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年四月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年三月二十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人あかり
- 三 代表者の氏名  
川岸 恵子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県久喜市吉羽一丁目三十二番地二十四
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障がいを持つ子どもや大人が、生涯を通して生活する場所、仕事、余暇活動等において一人一人が選択肢のある人生を送ることができるためのシステムを創り、障がいのある人も障がいのない人も共に支えあい安心して住むことのできる地域社会づくりを目的とします。

## 告 示

埼玉県告示第四百二十六号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十四条第二号の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十四年四月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分を受けた行政書士の氏名

清水 英雄

二 処分を受けた行政書士の事務所の所在地

埼玉県幸手市東二丁目8番2号

三 処分を受けた行政書士の登録番号

第九七一一六〇七五号

四 処分をした年月日

平成二十四年三月二十八日

五 処分の内容

一月間の業務の停止（平成二十四年四月六日から二十四年五月五日まで）

## 告 示

埼玉県告示第四百二十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり  
一般競争入札に付する。

平成二十四年四月三日

埼玉県知事 上 田 清 司



## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

埼玉県電子入札共同システム開発業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

契約締結日から平成26年1月31日（金）まで

### (4) 履行場所

埼玉県総務部入札企画課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

(6) 都道府県と市区町村との共同利用による電子入札システムの開発又は運用業

務を請け負い、誠実に履行（ASPサービス提供業務委託契約においては1年間以上履行）した実績のある者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札企画課総務・電子入札システム担当 町田、三宅 電話048-830-2721(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年5月15日(火)正午まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年5月14日(月)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札企画課 平成24年5月15日(火)午後2時

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場

合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成24年4月23日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する(調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。 )。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成24年4月20日(金)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

- (1) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

- (1) Nature of Services Required:

Development of the Saitama Electronic Bidding System

- (2) Deadline for Submissions:

By registered mail or in person: 5: 00 p.m., May 14, 2012

By the electronic bidding system: 12:00 noon, May 15, 2012

- (3) Contact Information:

Bidding Services Planning Division, General Affairs Department,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, 330-9301

Tel. 048-830-2721

# 告示

## 埼玉県告示第四百三十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる手数料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託する。

平成二十四年四月三日

埼玉県知事 上田清司

手数料	受託者の住所、名称及び代表者の氏名	委託期間
<p>埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表保健医療部の項第三十七号から第三十九号まで、第五十七号、第六十三号から第七十号まで、第七十八号から第八十二号まで、第八十四号、第八十六号、第八十七号、第九十九号、第一百号、第二百二十五号、第三百二十二号、第三百二十四号、第三百三十五号、第三百四十四号から第三百四十七号まで、第三百六十五号、第三百六十七号、及び第三百六十八号に規定する手数料並びに埼玉県ふぐの取り扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号）第二十六条第三号に規定する手数料</p>	<p>埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目四番四号 さいたま市 さいたま市長 清水 勇人 埼玉県川越市元町一丁目三番地一 川越市 川越市長 川合 善明</p>	<p>平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで</p>

# 告示

埼玉県告示第四百二十九号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成二十四年四月三日

埼玉県知事 上田清司

病院		撤回日
名称	所在地	
医療法人泰仁会佐藤産婦人科病院	埼玉県川口市並木一丁目十番十八号	平成二十四年三月三十一日

# 告示

埼玉県告示第四百四十号

次の表の上欄に掲げる診療所を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急診療所として平成二十四年四月一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成二十四年四月三日

埼玉県知事 上田清司

診療所		有効期限
名称	所在地	
戸田市立市民医療センター	埼玉県戸田市美女木四丁目二十番地の一	平成二十七年二月二十七日

# 告 示

埼玉県告示第四百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業荒地地区（区画整理事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 縦覧期間

平成二十四年四月三日から

平成二十四年五月二日まで

## 二 縦覧場所

行田市役所



# 告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年四月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月三日

埼玉県北本県土整備事務所長 野川 達哉

一 道路の種類 県道

二 路線名 川越栗橋線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>七地先から桶川市大字加納字常敷 二一三一番一地先まで</p>	<p>桶川市大字加納字笹原一八番</p>	<p>区 間</p>
<p>一〇・九九〽五二・一三</p>	<p>一〇・七〇〽三八・六二</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二二三・六</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>地方特定道路(街 路)整備工事</p>		<p>備 考</p>

# 告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年四月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月三日

埼玉県北本県土整備事務所長 野川 達哉

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 蓮田鴻巣線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
敷九一八番一地先まで	桶川市大字加納字笹原一〇三八番 一〇地先から桶川市大字加納字常	区 間
一〇・三二一六・〇七	八・三七〇一・一一	敷地の幅員 (メートル)
二七三・〇六		延長 (メートル)
安全) 整備工事	地方特定道路交通	備 考

## 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年四月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

一 道路の種類 県道

二 道路線名 上尾久喜線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
久喜市北青柳字関根前二十六番一地从 先まで から同市北青柳字関根前二十五番一 地先まで		区 間
一〇・五〇 一〇・五〇	八・〇〇 一〇・五〇	敷地の幅員 (メートル)
三六・〇〇		延 長 (メートル)
歩道整備工事		備 考

## 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年四月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

路線名	上尾久喜線
供用開始の区間	久喜市北青柳字関根前二十六番一地先から同市北青柳字関根前二十五番一地先まで
供用開始の期日	平成二十四年四月三日
備考	平成二十四年四月三日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十七号で告示した供用開始である。 延長三六・〇〇メートル



# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年四月三日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年三月二十一日

指令川建セ第二三 八一一号

二 検査済証番号

平成二十四年三月二十八日

川建セ第二三 一一六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字荒子字神明七五九番二、七五九番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字月輪九七三番地七 パテイオつきのわ202

栗原 卓也

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年四月三日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十三年十二月十五日

指令川建セ第二三 九四 号

## 二 検査済証番号

平成二十四年三月二十八日

川建セ第二三 一一八号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字丸貫字七軒二九二番四

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字久保田一八九三番地五

池上 裕也

## 告 示

埼玉県公安委員会告示第66号

埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）第33条第1項の規定により、情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努める法人として埼玉県公安委員会が定める出資法人を次のように定めたので、埼玉県公安委員会が行う公文書の開示等に関する規則（平成13年埼玉県公安委員会規則第14号）第13条の規定により告示する。

平成24年4月3日

埼玉県公安委員会委員長 青 葉 昌 幸

公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター

## 告 示

埼玉県公安委員会告示第67号

埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）第59条第1項の規定により、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずる法人として埼玉県公安委員会が定める出資法人を次のように定めたので、埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成18年埼玉県公安委員会規則第2号）第22条の規定により告示する。

平成24年4月3日

埼玉県公安委員会委員長 青 葉 昌 幸

公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター

# 告 示

埼玉県選管告示第二十二号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十四年四月三日

埼玉県選挙管理委員会前委員長 加藤 憲

一 日時 平成二十四年四月六日 午前十時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

イ 委員長の選挙について

ロ その他

# 雑報

## 議長選挙

鈴木聖二議長は、三月二十六日辞職し、同日次の者が選挙された。

議長 小島信昭

## 副議長選挙

荒川岩雄副議長は、三月二十六日辞職し、同日次の者が選挙された。

副議長 鈴木弘

# 正 誤

埼玉県計量検定所長告示第一号（平成二十四年三月二十三日第二千三百七十四号）中訂正

ページ 表中 行

二 場所 二十二

誤

ときがわ町役場本町舎

正

ときがわ町役場本庁舎